



【ストライキで訴えること3項目】

- ★ **レストラン社員集団退職が発端となるが、給与水準が低く抑えられていることへの改善要求。**

富士カントリーグループから明智ゴルフ倶楽部単独経営になり 13 年、取締役の役員報酬制度(10 万円～20 万円/月、給与外手当)や退職金制度だけが随時高額な設定に整備され、また役員報酬はいつの間にか上昇してきています。社員へのベースアップが全く行われない、不公平な状態が続く。特に若年層、女子社員の給与水準が極度に低い。

正社員一般職高校卒賃金比較

(単位 1,000 円)

高校卒		20～24 歳	25～29	30～34	35～39	40～44
男	当社	170	180	214	242	269
	労働者平均	195	224	247	271	301

女	当社	163	172	181	197	201
	労働者平均	180	203	215	225	226

【労働者平均】 平成 27 年厚生労働省賃金構造基本統計調査 産業別 サービス事業

常用労働者 10 人以上の民営の事業所。常用労働者のうち一般労働者 1 人当たりの平均値。現金給与額(所得税、社会保険料など控除する前の額、超過労働給与額を含む。)

【当 社】 給与規定と勤務考課基準に沿って、B 評価平均昇格ベースによる。

パート従業員について

近隣ゴルフ場(Nゴルフ倶楽部)ではパート時給 900～1000 円という時給が発生している。これは、賞与、通勤費込ということだが、それを考慮しても当社水準を上回る時給です。

今後の人手不足に対策として賃上げは絶対条件とし、更なるアップを要求する。

- ★ **レストラン社員集団退職について、レストラン社員 4 名が職場改善(特に給与改善)を要求した。会議の席に 2 度了承を得て訴えたが聞き入れられず、処分の連絡文が出される。今後の社員、会社の為の行動であり、処分の撤回を求める。**

- ★ **レストラン社員集団退職について、担当取締役 2 名の責任追及、謝罪要求。**

事業所において主要な責任者を 3 名も同時に退職者を出したことで、社内が異常な状態になり、業務の負担を一般従業員に押し付けた。また全従業員に多大な不安を与え業務に影響を及ぼしたことに対する責任を追及する。給与改善を一切行わず、従業員の声を全く聞き入れない姿勢は取締役としてあるまじき態度。断じて容認できない。